

工藤勇一 (くどう・ゆういち)

横浜創英中学・高等学校長

1960年山形県鶴岡市生まれ。東京理科大学理学部応用数学科卒。山形県公立中学校教員、東京都公立中学校教員、東京都教育委員会、目黒区教育委員会、新宿区教育委員会教育指導課長などを経て、2014年から千代田区立麹町中学校長。教育再生実行会議委員、内閣府規制改革推進会議専門委員、経済産業省産業構造審議会臨時委員など、公職を歴任。2020年3月まで千代田区立麹町中学校で校長を務め、宿題廃止、定期テスト廃止、固定担任制廃止などの教育改革を実行。一連の改革には文部科学省が視察に訪れ、新聞各社、NHK、民放各局などがこぞ取り上げるなど話題となる。初の著書『学校の「当たり前」をやめた。生徒も教師も変わる！公立名門中学校長の改革』（時事通信社）は10万部を超えるベストセラーに。著書に『麹町中学校の型破り校長 非常識な教え』、『最新の脳研究でわかった！ 自律する子の育て方』（以上SBクリエイティブ）、『学校ってなんだ！ 日本の教育はなぜ息苦しいのか』（鴻上尚史氏との共著／講談社現代新書）など。

苫野一徳 (とまの・いつとく)

哲学者・教育学者。

1980年生まれ。熊本大学大学院教育学研究科准教授。博士（教育学）。早稲田大学教育学部卒業。同大学院教育学研究科博士課程修了。専攻は哲学・教育学。経済産業省「産業構造審議会」委員、熊本市教育委員のほか、全国の多くの自治体、学校等のアドバイザーを歴任。著書に『学問としての教育学』（日本評論社）、『「自由」はいかに可能か』（NHK出版）、『どのような教育が「よい」教育か』（講談社選書メチエ）、『勉強するのは何のため？』（日本評論社）、『はじめての哲学的思考』（ちくまプリマー新書）、『「学校」をつくり直す』（河出新書）、『教育の力』（講談社現代新書）、『子どもの頃から哲学者』（大和書房）、『ほんとうの道徳』（トランスビュー）、『愛』（講談社現代新書）、『NHK100分de名著 苫野一徳特別授業 ルソー「社会契約論」』（NHK出版）、『未来のきみを変える読書術』（筑摩書房）など多数。

子どもたちに民主主義を教えよう

対立から合意を導く力を育む

二〇二二年 十月六日 初版第一刷発行

著者 工藤勇一
苫野一徳

発行者 坂口惣一
発行所 株式会社 あさま社
長野県北佐久郡軽井沢町發地二一八四一三二
〒三八九一〇一一三
電話(編集) 〇二六七三二一〇二〇
FAX 〇五〇三三八五八五〇四
URL <https://asamasha.co.jp/>

発売所 英治出版 株式会社
東京都渋谷区恵比寿南一九一ニビトレスクビル4F
〒一五〇一〇〇三二
電話 〇三五七七三二〇一九三
FAX 〇三五七七三二〇一九四
URL <http://www.eijipress.co.jp/>

印刷・製本 中央精版印刷 株式会社

Copyright © 2022 Yuichi Kudo/Ittoku Tomano

ISBN-978-4-910827-00-1 C0034 Printed in Japan

本書の無断複写(コピー)は著作権法上の例外を除き、著作権侵害となります。
乱丁・差し本は着払いにてお送りください。お取り替えいたします。

本書の感想募集！

本書をお読みになったご感想を下記QRコードにてお寄せください。e-mail・SNSでも受けつけております。
e-mail : info@asamasha.co.jp Twitter : @KaruizawaPub



たとえば麴町中では校則を決める権限を生徒と保護者に譲ったんですけど、制服を変える際に新しい校章のデザインを決めなくてはいけなくて、生徒たちからでたアイデアから決めました。校章のデザインは利害が対立するわけではないから、そこは多数決でいいんです。でも、制服を自由化するか、標準バッグをどうするか、価格帯をどのあたりにするかといった議題は、どうしても利害の対立が起きるから、そこでは多数決を使わないようにと生徒と保護者にはお願いをしました。

吉野 「A案でもB案でも、どちらでもいいときのみ多数決を使つていい」というお話は、すばらしく本質的です。実は、現代の民主主義の生みの親と言ってもいい哲学者、ジャン＝ジャック・ルソーも、「多数決は民主主義の本質ではない」とはつきり言っています。ルソーについてはこのあと詳しく話をしたいと思いますけど、彼曰く、多数決を使つていいのは、「これこれこういう場合は多数決で決める」と、前もって全員一致の合意がなされたときだけです。その観点からいっても、「A案でもB案でもどちらでもいいときのみ多数決を使つていい」という工藤さんのお話は、明らかに全員が合意できそうですね。

工藤 たしかにそうですね。

吉野 議決に関してはもうひとつ大事な要件があつて、多数決で決まったことでも、異議申

し立てができるのが民主主義の重要な原則なんですね。だから工藤さんが指摘されたように「決まったことだから黙って従え」という命令は民主主義の本質ではありません。

起点としての「自由の相互承認」と「一般意志」

工藤 以上が僕の考える民主主義の大まかなイメージですけど、吉野さんはよく「自由の相互承認」という言葉を使われますね。「教育とは何か」「学校は何のためにあるのか」を語り合う前に、このあたりの知識を整理していただけますか。

吉野 はい。私の考えでは、民主主義の本質は次の2つのキーワードで言い表すことができます。ひとつは「自由の相互承認」、もうひとつは「一般意志」。前者は19世紀の哲学者ヘーゲル⁴の言葉で、後者は18世紀のジャン＝ジャック・ルソーの言葉です。

時代が前後しますが、まずヘーゲルの「自由の相互承認」からお話します³。ヘーゲルは、なぜ人間だけが戦争をなくせないのか、その根本的な理由を鋭く洞察しました。

3 正確には、この言葉はヘーゲルの「相互承認」の原理を、哲学者の竹田書嗣が「自由の相互承認」として表現し直したものです（竹田書嗣『人間的自由の条件——ヘーゲルとポストモダン思想』講談社、2004年）。

それは、私たち人間だけが「生きたいように生きたい」という欲望、つまり「自由」への自覚的な欲望を持っているからだ、と。

動物の場合は、おそらく人間ほどにはそのような欲望を持っていないだろうと思います。多くの動物は、本能のままに、言わば自然の摂理にしたがって生きているように見える。でも人類は、この「自由」への欲望があるがゆえに、その「自由」をめぐる命の奪い合いを延々と続けてきたのです。そしてこの戦いに勝利した一部の者たちが、残りの大多数の人の自由を奪って、ピラミッド型の社会をつくり統治しました。しかしその統治もいつかは終わりを迎え、また命の奪い合いが続く。こんなことを、人類は1万年くらいずっと繰り返してきたんですね。

工藤 自由を奪うピラミッド型社会……。まさに日本の学校がそうですね。

苫野 たしかに、そんな学校も残念ながら少なくないですね。その意味ではとても前近代的です。でも3世紀くらい前、そんなピラミッド型の社会を根本から打ち砕く発想が、ヨーロッパからでてきます。ずっと戦争や専制支配の時代を生きてきた人類からすれば、それは革命的な考えでした。

ちなみに、なぜヨーロッパからでてきたかと言うと、ヨーロッパの人たちがそれ以外の人たちより優れていたからというわけではなくて、むしろヨーロッパこそが、血で血

を洗う凄惨な歴史の舞台だったからです。とりわけ宗教をめぐるでは、キリスト教とイスラームの戦争だけでなく、同じキリスト教徒同士が、カトリックとプロテスタントに分かれて壮絶な殺し合いを繰り返しました。

そこでいろんな哲学者がでてきたんですが、私の考えでは、その中でも最も原理的な答えを見出したのがジャン＝ジャック・ルソーでした。そしてそれをより哲学的に鍛え上げたのが、ルソーの批判的継承者でもあったヘーゲルだと考えています。このヘーゲルが提唱したのが「自由の相互承認」なんですが、そのポイントは実にシンプルです。「みんな自由に生きたいと願っている。でも、自由をめぐる戦争をしたり、一部の人が大多数の人の自由を奪っていたら、誰も自由に生きられない。だったら、誰もが自由な存在であることを、お互いに認め合うことをルールにした社会をつくるしかない」。そうヘーゲルは言ったのです。

すべての人が、対等に自由な存在であることをお互いに認め合う。そのことをルールにした社会。これが民主主義の根本原理です。別言すれば、他者の自由を侵害しない限り、どんな価値観や感受性や信仰を持っていても、どんな主張や行為をしても自由であることを、まずはお互いに認め合う。これが「自由の相互承認」です。

工藤 いまの話のポイントのひとつは、ヘーゲルは民主主義のことを「すべての人が対等で

「自由な存在である社会」と言わなかったことですよ。そうではなく「すべての人が対等で自由な存在であることをお互い認め合うことをルールにした社会」と定義した。まわりくどい言い方だけど、それが現実的なプロセスなんですよ。

芭野 とても重要なポイントです。「自由の相互承認」は、この社会の根本ルールなんです。

工藤さん流に言えば、誰もがきつと合意できるはずの、この社会の最上位ルールなんです。

工藤 ですよ。たとえば麴町中では一斉授業をできるだけやめる方向で動いていて、子どもたちが自分にあつた学習スタイルを選ぶようにしています。だから授業がはじまると友だち同士で教え合う子もいるし、教員から教わる子もいるし、黙々とタブレットと向き合う子もいるし、家から問題集を持ってくる子もいます。そこには確実に自由があるんですけど、ルールもある。「どうやって勉強するかは君たちの自由だけど、他の人の勉強の邪魔をする権利はないからね」って。これってまさに自由の相互承認ですよ。

芭野 まさにですね。この言い方だと、中学生も「自由の相互承認」を十分に理解してくれそうですね。

工藤 いやあ、勉強になりますね。高校時代、それなりに哲学をかじったつもりでいましたがまったくわかっていなかった。「一般意志」についてはどうですか？

芭野 ルソーの「一般意志」は、法や権力の正当性についての原理です。

この社会には、どうしたって運営者が必要ですよ。法律をつくり、それを運用する人たちが必要です。でも、彼らは絶大な権力を持つことになる。それはときに非常に危険なことです。ならば、その法や権力は、一体どうあれば「よい」と言えるのか。この問いをとことん考え抜き、答えをだしたのが、ルソーの『社会契約論』でした。

その答えが「一般意志」です。「一般意志」をできるだけわかりやすく言うと、「みんなの意志を持ち寄って見出し合った、みんなの利益になる合意」のことです。法や権力の正当性は、この合意にのみあるとルソーは言ったのです。つまり「一部の人の意志で決められた法や権力はダメだよ」ということです。

でも、ルソーの一般意志はそのあと大きな誤解を生むことにもなりました。たとえば、それは「すべての人の意志を統一したもの」であるといった具合に。

工藤 「これは君たち全員の利益にかなうんだから黙って従え！」のような。

芭野 そうです。それこそ、全体主義を正当化する思想だと誤解されることもありました。でもルソーの著作をじっくり読めば、それが完全に的外れな解釈であることは明らかです。ルソーの哲学は、それまでの人類が「支配者の意志こそ正当である」と考えてきたことからすれば、本当に画期的なものでした。そもそも、「すべての人の利益になる合

意」という概念を、それまでの人類は持ち合わせていなかったわけですから。少なくとも、長く続いたピラミッド型の支配・被支配社会においては。

工藤 ああ、たしかにそうですね。

苫野 工藤さんは「みんながOKと言える最上位目標を探ろうよ」と常におっしゃっていますが、「みんながOKと言える最上位目標」とはまさにルソーの「一般意志」のことなんです。

ここも誤解されやすいんですけど、一般意志って多数決ともまったく違うんですね。さっきも話にでたように、多数決はどうしても少数者を排除してしまいがちです。それに対して「一般意志は、「みんなの意志を持ち寄りて見出し合った、みんなの利益になる合意」です。だからそれは、多数決で決まるものでもなければ、どこかにあらかじめ転がっているようなものでもありません。対話を通して練り上げられていく合意なんですね。ルソー自身はこの点をそれほど強調しているわけではないんですが、原理的にはそういうことです。

さっきの工藤さんの話で言えば、文化祭の出し物を、生徒たちはダンスか劇か、多数決でどちらにするかを決めたのではなく、対話を通して「ミュージカル風の劇」という一般意志をつくりだしあった、ということですね。

工藤 とてもよくわかりました。僕は教育現場で自分なりにロジックを積み上げてきましたが、哲学者はとつくに概念化していたことに感動しています。

公教育の役割を再定義する

苫野 次の問いは、この「自由の相互承認」の原理を、どうやって実現していくかです。結論を言えば、「憲法」「公教育」そして「福祉」。この3つが、「自由の相互承認」を実質化するための最も重要な制度になります。

まずは「憲法」から。これは、すべての人の自由を必ず保障することをルールとして定めたものです。先ほども言ったように、国家にはどうしても運営者が必要です。そして彼らは、強大な権力を持つ。法律をつくれるというのはものすごい権力ですし、行政も、たとえば警察が誰かを逮捕することができるというのは、絶大な権力です。裁判で人を裁く権力も強大なものです。

でも歴史上、権力はどうしても腐敗してしまう。だから、国家権力が国民の自由を侵害しないためにつくられたのが近代の憲法なんですね。言論の自由や良心の自由を侵害してはいけないよ、拷問は絶対に許さないよ、といったことを、憲法に定めているわけ